

生命保険料控除制度について

1. 「改正の概要」について

契約日が平成 24 年 1 月 1 日以降のご契約より生命保険料控除制度が改正されます。
改正の概要は以下のとおりです。

- 「一般生命保険料控除」の適用限度額の変更

「一般生命保険料控除」の控除適用限度額が、所得税 4 万円、個人住民税 2.8 万円になります。

- 「個人年金保険料控除」の適用限度額の変更

「個人年金保険料控除」の控除適用限度額が、所得税 4 万円、個人住民税 2.8 万円になります。

- 「介護医療保険料控除の新設」

現行の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保障を対象とした契約の支払保険料について「介護医療保険料控除」が新設されます。「介護医療保険料控除」の所得控除限度額は所得税 4 万円、個人住民税 2.8 万円です。

- 制度全体の適用限度額の変更

「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」をあわせた全体の控除適用限度額が、所得税 12 万円に拡充されます（個人住民税は現行どおり 7 万円のままです）。

2. 適用制度・各制度における所得控除限度額について

● 生命保険料控除制度の適用対象について

平成 24 年 1 月 1 日以後、ご契約に適用される制度は以下のとおりです。

| | |
|---------------|------------------------------|
| 「旧制度」 適用対象 | 契約日が平成 23 年 12 月 31 日以前の保険契約 |
| 「新制度」 適用対象 | 契約日が平成 24 年 1 月 1 日以後の保険契約 |

● 各生命保険料控除の分類判定について

「新制度」には、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」の3つの控除枠があり、法令等に基づき以下のとおり分類されます。

| | |
|---------|---|
| 一般生命保険料 | 生存又は死亡に起因して一定額の保険金・その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料 |
| 個人年金保険料 | 個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料 |
| 介護医療保険料 | 入院・通院等に伴う給付部分に係る保険料 |

● 各制度における適用控除限度額

| 「旧制度」適用対象契約 | 「新制度」適用対象契約 |
|--|--|
| 全体の所得控除限度額(所得税 10 万円) (住民税 7 万円) | 全体の所得控除限度額(所得税 12 万円) (住民税 7 万円) |
| 一般生命保険料控除 所得控除限度額 (所得税 5 万円) (住民税 3.5 万円) | 一般生命保険料控除 所得控除限度額 (所得税 4 万円) (住民税 2.8 万円) |
| 個人年金保険料控除 所得控除限度額 (所得税 5 万円) (住民税 3.5 万円) | 個人年金保険料控除 所得控除限度額 (所得税 4 万円) (住民税 2.8 万円) |
| | 介護医療保険料控除 所得控除限度額 (所得税 4 万円) (住民税 2.8 万円) |

3. 保険料控除額の計算方法

● 所得税の生命保険料控除額

○ 旧制度(一般・年金それぞれに適用)

| 年間払込保険料 | 控除される金額 |
|-----------------------|--------------------------|
| 25,000 円以下 | 年間払込保険料全額 |
| 25,000 円超 50,000 円以下 | (年間払込保険料×1/2) + 12,500 円 |
| 50,000 円超 100,000 円以下 | (年間払込保険料×1/4) + 25,000 円 |
| 100,000 円超 | 一律 50,000 円 |

※ 一般・年金あわせて 100,000 円が限度

○ 新制度(一般・年金・介護医療にそれぞれ適用)

| 年間払込保険料 | 控除される金額 |
|----------------------|--------------------------|
| 20,000 円以下 | 年間払込保険料全額 |
| 20,000 円超 40,000 円以下 | (年間払込保険料×1/2) + 10,000 円 |
| 40,000 円超 80,000 円以下 | (年間払込保険料×1/4) + 20,000 円 |
| 80,000 円超 | 一律 40,000 円 |

※ 一般・年金・介護医療あわせて 120,000 円が限度

● 個人住民税の生命保険料控除額

○ 旧制度(一般・年金それぞれに適用)

| 年間払込保険料 | 控除される金額 |
|----------------------|--------------------------|
| 15,000 円以下 | 年間払込保険料全額 |
| 15,000 円超 40,000 円以下 | (年間払込保険料×1/2) + 7,500 円 |
| 40,000 円超 70,000 円以下 | (年間払込保険料×1/4) + 17,500 円 |
| 70,000 円超 | 一律 35,000 円 |

※ 一般・年金あわせて 70,000 円が限度

○ 新制度(一般・年金・介護医療にそれぞれ適用)

| 年間払込保険料 | 控除される金額 |
|----------------------|--------------------------|
| 12,000 円以下 | 年間払込保険料全額 |
| 12,000 円超 32,000 円以下 | (年間払込保険料×1/2) + 6,000 円 |
| 32,000 円超 56,000 円以下 | (年間払込保険料×1/4) + 14,000 円 |
| 56,000 円超 | 一律 28,000 円 |

※ 一般・年金・介護医療あわせて 70,000 円が限度

4. 留意事項

- 「新制度」と「旧制度」の双方をご契約されている場合

新制度適用対象契約と旧制度適用対象契約の双方をご契約されている方で、新旧両制度の生命保険料控除を適用・申告される場合は、新制度適用対象契約と旧制度適用対象契約の合計額が申告額となります。その場合は所得税 12 万円、個人住民税 7 万円が控除限度額となります。

また、「一般生命保険料控除」について、新制度適用対象契約と旧制度適用対象契約の両方がある場合、次のいずれかの所得控除額を選択することができます。（「個人年金保険料控除」についても同様です。）

- (1) 旧制度適用契約に係る所得控除額(所得税 5 万円、住民税 3.5 万円限度)
- (2) 新制度適用契約に係る所得控除額(所得税 4 万円、住民税 2.8 万円限度)
- (3) 新制度適用契約と旧制度適用契約に係る所得控除額の合計額(所得税 4 万円、住民税 2.8 万円限度)

- 個人住民税の控除額について

個人住民税の生命保険料控除額の算出については、各地方自治体にて行われます。